

〈資料〉

身体障害者福祉法(1949.12)立案過程の史資料 (中) — 木村文書中の身体障害者福祉法制定関係基本資料 —

寺 脇 隆 夫

はじめに — 凡例を兼ねて

ここに掲載する史資料は、本誌別稿の〈論文〉「身体障害者福祉法(1949.12)の立案過程の検討」の関係資料である。収録資料タイトルは、以下に示したが、いずれも1949年12月に成立・公布された身体障害者福祉法の立案過程で、登場した関係資料および法案などのあわせて14点（うち9点は前号に、4点は本号に、1点は次号に掲載）である。

なお、立案過程で作成された法案は、筆者の推定では12点もあるため、紙面の制約と読者の便宜を考慮し、立案過程で重要と思われる三点（最初の①案、③案、⑥案）のみを掲載し、それ以外は掲載を省略した。ただし、省略したものを含めて、①案から⑫案までの各法案の修正・変化過程が判るように、編者が作成した「立案過程に登場した各法案の変化状況一覧」を掲載した。

さらに、異例にも49年9月の段階で作成された法案の「逐条理由」が存在する。そこには、この時点での立法当事者の意向・見解などが示されているので、主要部分を掲載した。

これらの史資料は、身体障害者福祉法の制定・立案過程を検討する上で、最も基本的な一次資料であるが、ごく一部を除きその存在さえ知られておらず、公表・公開されたことはない。

それらの資料は、いずれも1948～49年当時のもので、原文は縦書きで漢字は旧字が使われているが、収録にあたっては横書きとし新字に換えた。そのほか、以下の諸点を除き、原文通りを原則とする方針で校訂を行なった。

原本は、謄写印刷・タイプ印書などであるため、原稿および筆耕者や印字者による表記の不統一（漢字と仮名の使い分けや仮名遣いの乱れなど）や変体仮名・略字・当字（借用）と明らかな誤用・誤字・脱字（脱落）などがある。これらは、編者の責任で同一資料内での最低限の統一を行ない、また、一般的な文字に換えたほか、誤りは訂正（脱落は補充、〔 〕内の部分）してある。

また、原本には、原文に加えて次の法案への修正のためなど、様々な書込みがある場合がある。それらについてはここでは原則として、いちいち示すことはしていない。

なお、各資料の冒頭に、資料形態などの〈編者注〉およびごく簡単に小解題を添付した。ただし、それらの全体的な意義や位置付けなどの詳細は、別稿の〈論文〉を参照されたい。

キーワード 身体障害者福祉法、傷痍者福祉法、身体障害者保護更生法、
傷痍者保護更生法、木村文書

目 次

- 資料1 傷痍者保護更生対策要綱案／厚生省社会局 1948.7頃
 資料2 傷痍者保護更生対策案 1948.8頃
 資料3 身体障害者保護法案要綱 (1948.10.30／参・法)
 資料4 身体障害者福祉法案要綱 (1948.11.11／参・法) 抄
 資料5 傷痍者の保護更生に関する法律案内容としての各方面の要望事項 1948.12
 資料6 傷痍者の保護更生に関する法律案要綱／社会局更生課試案〔要綱 a〕 1948.12
 資料7 傷痍者の保護更生に関する法律案について推進委員会各委員より提案あった事項 1949.1.10
 資料8 傷痍者福祉法案 (仮称) に関する推進委員の意見・提案 (3点を抄) 1949.1
 資料9 傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱〔要綱 b〕 1949.1 or 2頃
 (以上は前号、以下は本号)
 資料10 身体障害者保護更生法案 (試案)／(更生課)〔①案〕 1949.2
 資料11 身体障害者福祉法案〔③案〕 1949.3頃
 資料12 身体障害者福祉法案〔⑥案〕 1949.8.1
 資料13 身体障害者福祉法の立案過程に登場した各法案 (①案～⑫案=成立法) の変化状況一覧
 (以上は本号、以下は次号)
 資料14 昭和二十四年九月／身体障害者福祉法逐条理由〔⑦案に基づくもの〕

資料10 身体障害者保護更生法案 (試案)／(更生課)〔①案〕 1949.2

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・縦書・本文18頁分である。表紙には「秘」の朱印の他、「1」の配付No印 (ナンバリング)、「局長」の手書きの書込みがある。なお、表紙と異なるタイトル (「……要綱」) が、本文冒頭に見られる。

日付の記載はないが、前掲の資料9 (要綱 b) との関係や内容および推進委員会での審議状況などからすると、1949年の2月初め頃には作成され、2月中旬頃の委員会で配付されたものと思われる。

〔小解題〕

本資料は、社会局更生課が「試案」(ないし「要綱」) としつつも、最初に作成した法案である。前掲の資料9 (要綱 b) と比較すれば、基本的な骨格は変わらないが、拡充した内容になっている。そのため、要綱 b をベースに、法案化したものと見てよい。

法案タイトルはじめ、法案中の呼称や対象が、要綱 b で用いられた「傷痍者」から「身体障害者」に変わったことが注目されるが、「保護更生」法の呼称はそのままである。ただし、その構成が要綱 b の第二 (二章) と第三 (三章) との順序が逆になるという大きな変化が見られる。さらに、五章 (雑則)・附則などが追加されたことで、法案としての形は整えられている。

そのように、要綱 b との間で大きな進展があることは確かであるが、推進委員会での審議状況を十分に反映しているとは必ずしも言えない。というよりも、法の名称やそれに付された「試案」(ないし「要綱」) という文言にも見られるように、2月に始められる法案

そのものの審議に併行して、ややそれに先立つ形で作成されていた感がある。つまり、更生課独自で前以て①案を作成していた可能性が大きい。

とくに、法の名称については、この時期（1月）の委員会の開催通知や委員の提案文書の多くでは、「傷痍者福祉法（仮称）」と呼んでいた事実がある。また、次の②案では法の呼称が「身体障害者福祉法」へと変化し、以後はその名称が確定する結果となっている。それゆえ、この①案では、要綱bの「保護更生法」をそのまま用いており、なお確定していなかったことが窺われるからである。

[表紙]

身体障害者保護更生法案（試案）

（更生課）

[本文]

身体障害者保護更生法案要綱*

[編者注] この本文冒頭のタイトル（*印）は、表紙のものとは異なる。

第一章 総則

第一条（法の目的）この法律は、身体障害者とその障害の原因のいかなを問わず、無差別平等に国又は地方公共団体から保護援助をうけて更生し、その障害の程度に応じ自ら積極的に社会活動に参加し社会に寄与することができることを目的とする。

第二条（定義）この法律において身体障害者とは、満十八歳以上満七十歳未満の者であつて、左の各号の一に該当する身体上又は精神上の障害を有し、そのために経済生活能力の減少しているものをいう。

- 一 全盲又は強度の視力障害
- 二 全ろう又は強度の聴力障害
- 三 おし又は強度の言語機能障害
- 四 四肢切断又は肢体不自由
- 五 中枢神経機能障害
- 六 結核性疾患、精神疾患等で後保護を要するものの中、別に政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる障害の分類及びその程度は省令をもってこれを定める。

第三条（身体障害者保護更生審議会）身体障害者の保護更生に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者保護更生審議会及び地方身体障害者保護更生審議会を置く。

2 地方身体障害者保護更生審議会は都道府県ごとにこれを置く。

3 中央身体障害者保護更生審議会は厚生大臣の、地方身体障害者保護更生審議会は都道府県知事の管理に属する。

4 中央身体障害者保護更生審議会は厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

5 地方身体障害者保護更生審議会は都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申することができる。

6 身体障害者保護更生審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第四条（身体障害者保護更生審議会委員）中央身体障害者保護更生審議会は委員五十人以内で、地

方身体障害者保護更生審議会は委員三十人以内でこれを組織する。

- 2 前項の審議会で特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 前二項に規定する審議会の委員及び臨時委員は関係行政庁の官吏又は吏員、身体障害者の保護、更生、医療その他の福祉に関する事業に従事する者、学識経験ある方及び身体障害者の中から、それぞれ厚生大臣又は都道府県知事がこれを命ずる。
- 4 中央及び地方身体障害者保護更生審議会に各々委員の互選による委員長一人を置く。

第五条（命令への委任）この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長の職務、委員手当その他身体障害者保護更生審議会の運営に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六条（身体障害者保護委員）都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域に身体障害者保護委員をおかななければならない。

- 2 民生委員法（昭和二十三年法第一九八号）による民生委員はこの法律に定める身体障害者保護委員に充てられたものとする。
- 3 前項に定める身体障害者保護委員は身体障害者の保護及び更生について市町村長を補助するものとする。
- 4 前各号に定めるものの外、身体障害者保護委員の数、職務及び監督に関する事項は命令をもってこれを定める。

第二章 保護更生の施設

第七条（国立身体障害者更生指導所）国は身体障害者の相談に応じ、残存能力の科学的判定に基いて、医療又は社会的更生の方途を指導し、併せて医療管理、作業訓練及び職業補導を総合的に実施し身体障害者の更生を速やかならしめるため、厚生大臣の管理に属する国立身体障害者更生指導所を設置する。

- 2 国立身体障害者更生指導所長は身体障害者の更生指導上必要があると認めるときは、国立の医療施設、職業安定機関、都道府県知事その他の関係行政機関に対して、必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 前項の国立身体障害者更生指導所の設置場所、名称、職員の定員その他運営に必要な事項は、政令をもってこれを定める。

第八条（国立光明寮）国は失明者を収容しその更生と福祉とを図るため厚生大臣の管理に属する国立光明寮を設置する。

- 2 前項の国立光明寮の設置の場所、名称、職員の定員、その他運営に必要な事項は政令をもってこれを定める。

第九条（介護施設）国は身体障害者の中、終身複雑な介護を要し且労働能力の殆んどないもので別に命令で定めるものを収容するため厚生大臣の管理に属する介護施設を設置しなければならない。

- 2 都道府県は厚生大臣の認可を得て前項の介護施設を設置することができる。

第十条（作業訓練施設）国は国立の病院又は療養所に入院又は入所患者の作業訓練を兼ねた職業補導授産のため必要があるときは、国立の病院又は療養所内に厚生大臣の管理に属する作業訓練施設を併置することができる。

第十一条（国立義肢製作所）国は義肢の供給並びにその修理を円滑ならしめるため厚生大臣の管理に属する国立義肢製作所を設置することができる。

第十二条（国立点字図書館等）国は厚生大臣の管理に属する国立の点字図書館及び国立点字出版社を設置することができる。

- 第十三条（身体障害者更生相談所）都道府県は身体障害者更生相談所を設置しなければならない。
- 2 身体障害者更生相談所はこの法律に言う身体障害者及びそれ以外のすべて身体に障害を有する者の医療、生活、その他の福祉増進について相談に応じその者の更生に必要なと認めるときは、それぞれの関係行政機関等に連絡紹介することを目的とする。
- 3 前二項に規定するもの、外身体障害者更生相談所の管轄区域、組織その他運営に必要な事項は命令でこれを定める。
- 第十四条（身体障害者収容授産施設）都道府県は、厚生大臣の認可を得て身体障害者の更生のために収容施設を備えた授産施設を設置することができる。
- 2 都道府県は前項の収容授産施設の経営を市町村（特別区を含む）その他の者に委託することができる。
- 第十五条（身体障害者授産場）都道府県は、厚生大臣の認可を得て身体障害者のための授産場を設置することができる。
- 第十六条（収容保護施設）都道府県は、厚生大臣の認可を得て盲女子ホームその他身体障害者を入所させて保護することを目的とする施設を設置することができる。
- 第十七条（市町村等の権限）市町村（特別区を含む。以下同じ）その他の者は命令の定めるところにより行政庁の認可を得て前三条に規定する施設を設置することができる。
- 第十八条（義肢製作所）都道府県は厚生大臣の認可を得て義肢の製作又はその修理を行うために義肢製作所を設置することができる。
- 第十九条（結核性疾患患者のためのコロニー）国は第二条第一項第六号に規定する者の中、結核性疾患患者又は精神疾患患者であつて命令で定めるもの、ために、厚生大臣の管理に属する医療管理下におけるコロニーを設置することができる。
- 2 都道府県は厚生大臣の認可を得て前項に規定するコロニーを設置することができる。
- 3 厚生大臣又は都道府県が前二項の施設の経営を他に委託する場合は命令の定めるところによる。
- 第二十条（設置命令等）厚生大臣は、必要と認めるときは、都道府県に対し、法第十四条第一項、第十五条、第十六条、第十八条又は第十九条に規定する施設の設置を命ずることができる。
- 2 厚生大臣は必要と認めるときは、法第十四条第一項に規定する施設を設置し、自らこれを運営し又は地方公共団体その他の者にその運営を委託することができる。

第三章 保護更生の措置

- 第二十一条（届出義務）身体障害者はすべて、命令の定めるところにより都道府県知事の指定する医師の診断書を添えて市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）に届出なければならない。
- 第二十二条（登録、身体障害者手帳）市町村長は、前条の規定による届出があつたときは、命令の定めるところに従つて審査し、第二条の規定に該当すると認定したときは、都道府県知事に対し当該届出者に〔対する〕身体障害者手帳の交付を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、申請した市町村長を経由して当該身体障害者に身体障害者手帳を交付しなくてはならない。
- 3 市町村長は、命令の定めるところに従い身体障害者台帳を備え、前項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者について必要事項を記載して置かなければならない。
- 4 市町村長は、前項の身体障害者台帳の記載事項を、命令の定めるところにより、関係行政機関に通報しなければならない。
- 5 前各号に定めるものの外、身体障害者手帳、身体障害者台帳等に関し必要な事項は、命令を

もってこれを定める。

第二十三条（治癒等による届出）前条により身体障害者手帳の交付を受けた者が、疾病の治癒により第二条第一項の規定に該当しなくなったとき、又はその者が死亡したときは、それぞれ、その者又はその世帯主若しくは世帯に属する親族は、速やかにその旨を市町村長に届出て、身体障害者手帳を都道府県知事に返還する措置を講じなくてはならない。

第二十四条（医師の届出勸奨義務）医師が、第二条第一項の規定に該当すると認める者の診断又は治療を行ったときは、その診断又は治療を受けた者に対し第二十一条の規定に従い届出をなすべきことを勸奨しなければならない。

第二十五条（盲人保護）第二条第一項に該当し、身体障害者手帳の交付を受けた者の申請があったときは、都道府県知事は命令の定めるところにより、安全杖を無償でこれに交付することができる。

2 道路を通行する車馬が、その通路上に、前項に規定する安全杖をけい帯する者を認めたときは、特にこれに危害を与えないように注意しなければならない。

第二十六条（肢体不自由者等の保護）第二条第一項第二号、第四号又は第五号に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたものの申請があったときは、都道府県は、命令の定めるところにより、補聴器、義肢又は車椅子等を支給し又はそれらのものの支給に代えて、それらのものの代償に相当する金銭を支給することができる。

2 前項の規定により金銭を支給する場合には、都道府県知事は、必要があるときはそれらの物品の購入先を指定することができる。

第二十七条（旅客運賃の減額）身体障害者手帳の交付を受けた者の中、政令で指定する者が、国有鉄道（国有鉄道連絡船を含む）を利用するときは、政令の定めるところに従い、主務大臣はその料金を減額することができる。

第二十八条（職場等の許可特例）国又は地方公共団体が、その公共施設内に、売店、職場等を国又は地方公共団体以外の者が経営することを許可するときは、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その経営の許可を申請するものに対して許可を与えるように努めなければならない。但し、その申請を拒むについて正当の理由あるときはこの限りでない。

第二十九条（国の専売品販売等の許可特例）国は、その専売品の販売等を国以外の者に許可するときは、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その販売等の許可を申請するものに対して許可を与えるように努めなければならない。但しその申請を拒むについて正当の理由あるときはこの限りでない。

第三十条（収容施設への収容）地方公共団体の長は、生活保護法（昭和二十一年法第十七号）による被保護者である身体障害者が同法による保護施設に収容されることを申請するときは、他に拒むべき正当の理由のない限り申請に応ずるように努めなければならない。

第三十一条（指導啓発）地方公共団体は、疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体障害者援護の思想をかん養するため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。

第三十二条（検診）都道府県は、命令の定めるところに従い定期又は随時に身体障害者の検診を行い障害の悪化を防止し、早期に治療を勸奨する措置をとらなければならない。

2 前項に規定する検診に基き障害が現に第二条第一項に該当せず又は該当しなくなったと認めるときは、速やかに第二十三条の規定する措置をとるよう当該身体障害者に命じなければならない。

3 都道府県は、第一項の検診をなすに当たり正当の理由なくして検診を拒み又は忌避した身体障害者に対し身体傷害者手帳の返還を命ずることができる。

第三十三条（更生に関する調査）厚生大臣は身体障害者の保護及び更生に関し自ら調査を実施し、又は都道府県、国立医療機関、職業安定機関その他の行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果を公表するとともに、その研究調査の結果に基づいて、身体障害者の保護及び更生の効果を拡大する措置を講じなければならない。

第四章 費用

第三十四条（負担区分）身体障害者の保護及び更生についてこの法律で規定する事項に要する費用の中、国が直接負担するべきものを除き、左に掲げるものは地方財政法（昭和三十二年法第九号）第十条の規定により国と都道府県とがこれを負担する。

- 一 第三条第一項に規定する地方身体障害者保護更生審議会運営に要する費用
- 二 第六条に規定する身体障害者保護委員の設置及び運営に要する費用
- 三 第九条第二項、第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条に規定する各施設の設置及び運営に要する費用
- 四 第二十二條、第二十五条第一項、第二十六条、第三十一条及び第三十二条に規定する行政措置に要する費用

第三十五条（同前）第十七条の規定により市町村が設置する施設の設置及び運営に要する費用については都道府県と市町村とがこれを負担する。

2 前項の規定により都道府県の負担する費用については前条の規定に準じ国と都道府県とがこれを負担する。

第三十六条（負担区分）第三十四条の規定による国と都道府県との費用負担区分は左による。

- 一 第三十四条第一号又は第二号の費用については国は政令の定めるところによりその十分の五を負担する
- 二 第三十四条第三号の費用については国は政令の定めるところにより当該施設の設置費の十分の八その他の運営に要する費用の十分の五をそれぞれ負担する
- 三 第三十四条第四号の費用中、国は政令の定めるところにより第二十二條、第三十一条又は第三十二条に規定する行政措置に要する費用についてはその十分の八、第二十五条第一項又は第二十六条に規定する行政措置に要する費用についてはその十分の九をそれぞれ負担する

第三十七条（同前）法第三十五条の規定による国、都道府県及び市町村の費用負担区分は左による。

- 一 第三十五条第一項の規定に基づき都道府県は政令の定めるところに従い当該施設の設置及び運営に要する費用の四分の三を負担する
- 二 第三十五条第二項の規定に基づき国は政令の定めるところに従い前号の規定により都道府県の負担する費用の三分の二を負担する

第五章 雑則

第三十八条（保護更生施設の認可の取消）第二章の規定により、国以外の者が設置した身体障害者保護更生施設が、この法律又はこの法律に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてなす処分違反したときは、行政庁は第二章の規定による認可を取消することができる。

2 前項の規定により認可を取消された身体障害者保護更生施設について、行政庁は必要があると認めるときは、その事業の停止を命ずることができる。

第三十九条（訴願）この法律又はこの法律に基づいて発する命令の規定により、厚生大臣、都道府県知事又は市町村長のなす処分に不服のある者は、行政庁に訴願することができる。

第四十条（租税その他の公課の非課税）都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる

建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない。但し有料で使用させるものについては、此の限りでない。

第四十一条（罰則）（略す）

〔編者注〕 条文の記載はなく、空欄になっている。

附則

第四十二条（施行期日）この法律の施行期日は政令をもってこれを定める。

第四十三条（国立光明寮設置法）国立光明寮設置法（昭和二十三年法第百六十二号）はこれを廃止する。

2 前項の法律に基いて現に東京都及び栃木県に置かれている国立光明寮は、この法律に基いて設置されたものとする。

第四十四条（地方財政法の一部改正）地方財政法（昭和二十三年法第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号の次に、次の一号を加える。

十五 身体障害者の保護及更生に要する経費

第四十五条（所得税法の一部改正）所得税法（昭和二十二年法第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に、次の但書を加える。

但し身体障害者保護更生法（昭和二十四年法第 号）第 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって別に政令で定めるものについては、その所得金額から三万円を控除する。

資料11 身体障害者福祉法案〔③案〕 1949.3頃

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・本文26頁分（表紙なし）である。本文冒頭に「秘」の朱印の他、「1」の配付No印（ナンバリング）がある。また、資料原文には、タイトルの「案」の文言が欠落しているが、訂正の書込みがあり、ここではそれに従っている。作成主体や日付についての記載はないのだが、他の資料や法案をめぐる状況から、社会局更生課によって、推進委員会での審議に沿う形で、1949年3月中～下旬頃に作成されたものと考えられる。

〔小解題〕

本資料（③案と呼ぶ）は、前掲の資料10（①案）に続く、二次案（②案）をさらに修正した第三次案である。関係文献などには、法案は第五回特別国会への提案をめざしてほぼ固められたが、「種々の事務的折衝の都合上及びその施行予算の見通しがつかぬため」その機会を逸したとしているが、この③案がこの時点までにまとまっていた「成案」だったと考えられる。

というのも、法案の国会提案を断念した代わりに、国立身体障害者更生指導所設置法案を急遽、国会に提出することが、3月下旬に決まるが、この③案には、国立身体障害者更生指導所の設置条項が二十五条として存在しているからである。この後に登場する④案には、その該当条項は消失している。

[本文]

身体障害者福祉法案

第一章 総則

第一条（法の目的）この法律は、身体障害者が速やかに更生し、その障害の程度に応じて積極的に社会活動に参加することができるように国及び地方公共団体が保護又は援助を行うことを目的とする。

2 国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえをもって不当な差別的待遇を与えてはならない。

第一節 定義

第二条（定義）この法律において、身体障害者とは、左の各号の一に該当する身心上〔ママ〕の障害を有し、そのために生活能力の減退しているものをいう。

一 全盲、又は強度の視力障害

二 全聾、又は強度の聴力障害

三 啞、又は強度の言語機能障害

四 肢切断又は肢体不自由

五 中枢神経機能障害

六 結核性疾患、精神障害等で後保護を要するものの中、別に政令をもって定めるもの

2 前項各号に掲げる障害の分類及び程度は政令をもってこれを定める。

第三条（福祉施設）この法律で身体障害者福祉施設とは、国立身体障害者更生指導所、国立光明寮、作業訓練施設、介護施設、収容授産施設、収容保護施設、授産施設、コロニー、義肢製作施設、点字図書館及び点字出版施設をいう。

第二節 身体障害者福祉審議会

第四条（身体障害者福祉審議会）身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会を置く。

2 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県ごとにこれを置く。

3 中央身体障害者福祉審議会は厚生大臣の、地方身体障害者福祉審議会は都道府県知事の管理に属する。

4 中央身体障害者福祉審議会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

5 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申することができる。

6 中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、所属職員の出席説明又は資料の提出を求めることができる。

第五条（身体障害者福祉審議会委員）中央身体障害者福祉審議会は委員五十人以内で、地方身体障害者福祉審議会は委員三十人以内でこれを組織する。

2 前項の各審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 前二項に規定する審議会の委員及び臨時委員は関係行政庁の官吏又は吏員、身体障害者の保護、更生、医療その他の福祉に関する事業に従事する者、学識経験ある者及び身体障害者の中か

ら、それぞれ厚生大臣又は都道府県知事がこれを命ずる。

第六条（身体障害者登録審査会）厚生大臣の諮問に応じ身体障害者の登録の審査に関する事務を調査審議するため、厚生大臣の管理に属する身体障害者登録審査会を置く。

2 前項の身体障害者登録審査会は委員十五名以内でこれを組織する。

3 第一項の審査会の委員は関係行政庁の官吏及び学識経験ある者の中から厚生大臣がこれを命ずる。

第七条（命令への委任）前三条に定めるもの、外、委員の任期、職務、報酬及び旅費その他身体障害者福祉審議会及び身体障害者登録審査会の運営に関し必要な事項は、命令をもってこれを定める。

第三節 身体障害者福祉委員

第八条（身体障害者福祉委員）都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域に身体障害者福祉委員を置かなければならない。

2 身体障害者福祉委員は、都道府県知事の指揮監督をうけて、身体障害者の保護及び更生につとめなければならない。

3 身体障害者福祉委員は、この法律に基いて市町村長の行う身体障害者の福祉に関する事務につき、市町村長を補助するものとする。

4 前二項に定めるもの、外、身体障害者福祉委員の任期、職務、数及び監督に関する事項は、命令をもってこれを定める。

第四節 研究指導機関

第九条（国立身体障害者更生研究所）国は身体障害者に対する精神的指導及び作業訓練の方法、義肢その他の補装具の改良、適合職種の開拓等を調査研究し、身体障害者福祉事業の発達を図るため、厚生大臣の管理に属する国立身体障害者更生研究所を設置する。

2 国立身体障害者更生研究所には、身体障害者福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

3 第一項の国立身体障害者更生研究所の設置の場所、名称、職員の定員その他の運営に必要な事項は命令をもってこれを定める。

第十条（身体障害者更生相談所）都道府県は、身体障害者更生相談所を設置しなければならない。

2 身体障害者更生相談所はすべて身体に障害を有するもの、相談に応じ、医療、生活その他の福祉の増進について指導を与え、必要があるときは、その福祉のために、関係行政機関等に連絡又は紹介することを目的とする。

3 第一項の身体障害者更生相談所の運営に関し必要な事項は命令をもってこれを定める。

第二章 福祉の措置

第十一条（指導啓発）国及び地方公共団体の長は、疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体障害の早期治療等について国民の関心を喚起し、且つ身体障害者に対する援護思想の普及のため広く国民の指導啓発に努めなければならない。

第十二条（調査）厚生大臣は、身体障害者の状況について自ら調査を実施し、又は都道府県、公的医療機関、職業安定機関その他の行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて身体障害者の福祉の措置の効果を増大することに努めなければならない。

第十三条（診査、治療の勧奨）都道府県知事は命令の定めるところに従い、身体障害者の診査を行

い、必要に応じこれに医療を受けることを勧奨しなければならない。

第十四条（届出義務）身体障害者はすべて、命令の定めるところにより都道府県知事の指定する医師の診断書を添えて市町村長（特別区を含む。以下同じ）に届出なければならない。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を指定する場合の基準は命令をもってこれを定める。

第十五条（身体障害者手帳、登録）市町村長は、前条の規定による届出があったときは、命令の定めるところに従って審査し、第二条の規定に該当すると認定したときは、都道府県知事に対し当該届出者に身体障害者手帳を交付するよう申請しなければならない。

2 市町村長は必要があると認めるときは自ら身体に障害ある者の審査を行い、その障害が第二条に該当すると認めるときは前項に規定する措置をとることができる。

3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、申請した市町村長を経由して当該身体障害者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

4 市町村長は、身体障害者台帳を備え、第三項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者について必要な事項をこれに登録しておかなければならない。

5 市町村長は、前項の身体障害者台帳の登録事項を、命令の定めるところにより、関係行政機関に通報しなければならない。

6 前各号に定めるもの、外、身体障害者手帳及び身体障害者台帳に関し必要な事項は命令をもってこれを定める。

第十六条（身体障害者手帳の返還）身体障害者手帳の交付を受けた者が第二条の規定に該当しなくなったとき、又はその者が死亡したときは、それぞれその者又はその者の属する世帯主若しくはその世帯に属する親族は、速やかにその旨を市町村長に届出て、身体障害者手帳を都道府県知事に返還する措置を取らなくてはならない。

2 都道府県知事は第十三条に規定する診査の結果、身体障害が現に第二条の規定に該当しないと認めるときは当該身体障害者に対し、身体障害者手帳の返還を命じなければならない。

3 都道府県知事は第十三条に規定する診査をなすに当り正当の理由がなく、身体障害者がその診査を拒み又は忌避したときは、これに身体障害者手帳の返還を命ずることが出来る。

第十七条（医師の届出勧奨義務）医師は、その障害が第二条の規定に該当すると認める者の診断又は治療を行ったときは、その者に対して、第十四条の規定に従い届出をなすべきことを勧奨しなければならない。

第十八条（福祉施設）国、都道府県又は第二十七条第三項の規定により身体障害者福祉施設を設置した市町村その他の者は、身体障害者の保護、更生その他福祉のため必要があると認めるときは、それぞれその設置する身体障害者福祉施設に収容し、又はそれを利用せしめなければならない。但し、その施設の収容能力その他の理由により止むをえないときはこの限りでない。

第十九条（盲人保護）第二条第一項第一号に該当し、身体障害者手帳の交付を受けた者の申請があったときは、都道府県知事はこれに安全杖を交付しなければならない。

2 道路を通行する車馬が、その通路において、前項に規定する安全杖をけい帯する者を認めるときは、特にこれに危害を与えないように注意しなければならない。

第二十条（肢体不自由者等の保護）第二条第一項第二号ないし第五号に該当し、身体障害者手帳の交付を受けた者の申請があったときは、都道府県知事は命令の定めるところにより、補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付し、又はそれらのものの交付に代えて、それらのものの購入に必要な金銭を交付しなければならない。

2 前項の規定により補装具の購入に必要な金銭を交付するときは、都道府県知事は、当該補装具の販売者を指定し、その者から購入すべきことを命ずることができる。

第二十一条（費用徴収）第十九条第一項又は前条第一項の規定により都道府県知事が安全杖又は補装具を交付し若しくは補装具の購入に必要な金銭を交付するときは、命令の定めるところにより、その交付を受ける者又はその扶養義務者から、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第二十二条（旅客運賃の減額）身体障害者手帳の交付を受けた者の中、政令で指定する者が、国有鉄道（国有鉄道連絡船を含む）を利用するときは、政令の定めるところに従い、主務大臣はその料金を減額することができる。

第二十三条（職場等の許可）国又は地方公共団体が、その公共施設内に、売店、職場等を国又は地方公共団体以外の者が経営することを許可するときは、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その経営の許可を申請するものに対して許可を与えるように努めなければならない。但し、その申請を拒むについて正当の理由あるときはこの限りでない。

第二十四条（国の専売品販売等の許可）国は、その専売品の販売等を国以外の者に許可するときは、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その販売等の許可を申請するものに対して許可を与えるように努めなければならない。但しその申請を拒むについて正当の理由あるときはこの限りでない。

第三章 福祉施設

第二十五条（国立身体障害者更生指導所）国は身体障害者の相談に応じて医療又は社会的更生の方途を指導し、且つ身体障害者の更生を速やかならしむるため必要と認める者を収容し、医療管理の下に作業訓練及び職業教育を総合的に実施することを目的とする国立身体障害者更生指導所を設置する。

2 前項の国立身体障害者更生指導所は厚生大臣の管理に属する。

3 国立身体障害者更生指導所長は身体障害者の更生指導上必要があるときは、公的医療機関、職業安定機関、都道府県知事その他の関係行政機関に対し必要な資料の提供を求めることができる。

4 国立身体障害者更生指導所の設置の場所、名称、職員の定員その他運営に必要な事項は政令をもってこれを定める。

第二十六条（国立光明寮）国は失明者を収容しその更生と福祉とを図るため厚生大臣の管理に属する国立光明寮を設置する。

2 国立光明寮の設置の場所、名称、職員の定員その他運営に必要な事項は政令をもってこれを定める。

第二十七条（設置）前二項に規定するものの外、国は命令の定めるところにより身体障害者福祉施設を設置しなければならない。

2 都道府県は命令の定めるところにより厚生大臣の認可を受けて身体障害者福祉施設を設置しなければならない。

3 市町村その他の者は命令の定めるところにより行政庁の認可を受けて身体障害者福祉施設を設置することができる。

4 厚生大臣は必要と認めるときは都道府県に対し身体障害者福祉施設の設置を命ずることができる。

5 厚生大臣は都道府県に於て第二項に規定する身体障害者福祉施設を設置することが必要と認める場合において、当該都道府県がその施設を設置しないときその他特別の事情があるときは、その施設を設置して自らこれを経営し又は公共団体その他の者にその経営を委託することができる。

第二十八条（作業訓練施設）作業訓練施設は国立病院、国立療養所その他命令をもって定める医療施設に収容されている身体障害者で必要あるものに対しその治療期間中に作業訓練又は職業教育

を行い、もってその退院又は退所後の職業更生を速やかならしめることを目的とする施設とする。
2 前項の作業訓練施設は国立病院、国立療養所その他命令をもって定める医療施設に附置されるものとする。

第二十九条（介護施設）介護施設は特に複雑な介護を要し且つ扶養者がいない等特殊の事情ある身体障害者を収容し保護することを目的とする施設とする。

第三十条（収容授産施設）収容授産施設は重度の身体障害者であって雇傭されることの困難なもの、生活に困窮するもの等を収容しその施設内で職業を与えて自活せしめることを目的とする施設とする。

第三十一条（収容保護施設）収容保護施設は盲女子その他の身体障害者であって生活環境等が不相当であると認められるものを収容し保護することを目的とする施設とする。

第三十二条（授産施設）授産施設は、適当な職業を有しない身体障害者に職業を与えて自活せしめることを目的とする施設とする。

第三十三条（コロニー）コロニーは結核性疾患、精神障害者その他の身体障害者で通常の社会的活動を営むことが困難なものを収容し、医療管理の下に農業その他の生産に従事せしめ保護することを目的とする施設とする。

第三十四条（義肢製作施設）義肢製作施設は義肢の製作又は修理を行い義肢利用の普及と身体障害者の経済負担の軽減とを図ることを目的とする施設とする。

2 前項の施設においては義肢の外、身体障害者用器具の製作又は修理を行うことができるものとする。

第三十五条（点字図書館、点字出版施設）点字図書館は盲人の教養の向上に資するため点字刊行物をその需めに応じ閲覧せしむることを目的とする施設とする。

2 点字出版施設は盲人の教養の向上のため必要な刊行物を点字にて出版することを目的とする施設とする。

第四章 費用

第三十六条（負担区分）身体障害者の福祉についてこの法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条の規定により、国と都道府県とがこれを負担する。

- 一 第四条第一項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用
- 二 第八条に規定する身体障害者福祉委員の設置及び運営に要する費用
- 三 第十条に規定する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用
- 四 第十三条、第十五条、第十九条、第二十条に規定する行政措置に要する費用
- 五 第二十七条第二項又は第四項の規定により、都道府県が設置する身体障害者福祉施設の設置及び運営に要する費用

第三十七条（同前）前条に規定する費用について、国は左に掲げるものを負担する。

- 一 前条第一号又は第二号の費用については、政令で定めるところによりその十分の五
- 二 前条第三号の費用については、政令の定めるところにより、当該福祉施設の設置費の十分の八、その他の運営に要する費用については十分の五
- 三 前条第四号の費用のうち、第十三条又は第十五条の行政措置に要する費用については、政令の定めるところにより十分の五、第十九条又は第二十条の行政措置に要する費用については、政令の定めるところにより十分の九
- 四 前条第五号の費用については、政令の定めるところにより、当該施設の設置費の十分の八、

その他の運営に要する費用については十分の五

第三十八条（同前）第二十一条第三項の規定により市町村その他の者が設置する身体障害者福祉施設の設置及び運営に要する費用については、都道府県と当該市町村その他の者とがこれを負担する。

2 前項の規定により、都道府県は、政令の定めるところにより、当該施設の設置及び運営に要する費用の四分の三を負担する。

3 前二項の規定により都道府県の負担する費用に対し、国は政令の定めるところにより、その三分の二を負担する。

第五章 雑則

第三十九条（監督）行政庁は、身体障害者福祉施設の適正な運営を図るため、当該福祉施設の長に対して必要な報告をさせ、身体障害者の福祉の事務に従事する官吏または吏員をして、当該福祉施設を実地につき監督せしめることができる。

第四十条（認可の取消）国以外の者が設置した身体障害者福祉施設が、この法律又はこの法律に基いて発する命令若しくはこれらに基いてなす処分に違反したときは、行政庁は第二十七条の規定による認可を取消することができる。

2 前項の規定により認可を取消された身体障害者保護更生施設について、行政庁は必要があると認めるときは、その事業の停止を命ずることができる。

第四十一条（訴願）この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、厚生大臣、都道府県知事又は市町村長のなす処分に不服のある者は、行政庁に訴願することができる。

第四十二条（租税その他の公課の非課税）都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない。但し有料で使用させるものについては、此の限りでない。

第四十三条（罰則）〔編者注〕本条の本文の記載はなく、数行分の空白となっている。

附則

第四十四条（施行期日）この法律の施行期日は公布の日から九十日以内において政令でこれを定める。

第四十五条（国立光明寮設置法）国立光明寮設置法（昭和三十二年法第百六十二号）はこれを廃止する。

2 前項の法律に基いて現に東京都及び栃木県に置かれている国立光明寮は、この法律に基いて設置されたものとする。

第四十六条（地方財政法の一部改正）地方財政法（昭和三十二年法第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号の次に、次の一号を加える。

十五 身体障害者の保護及更生に要する経費

第四十七条（所得税法の一部改正）所得税法（昭和三十二年法第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に、次の但書を加える。

但し身体障害者保護更生法（昭和三十四年法第 号）第 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって別に政令で定めるものについては、その所得金額から四万円を控除する。

資料12 身体障害者福祉法案〔⑥案〕 1949.8.1

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・本文27頁分である。表紙には、「1」の配付No印（ナンバリング）のほか、「局長」との手書きの書込みがある。また、本文には訂正と思われるペン字の書込みが数ヶ所ある。他の法案と異なり、資料自体に日付や作成主体および「第六次」という法案作成次数が記載されている。

〔小解題〕

本資料（⑥案と呼ぶ）は、秋に開会される第六回臨時国会への提案をめざして、前掲の③案以降、④案、⑤案を経て、修正された六次案でほぼ確定したとされたものである。この⑥案に至る過程では、4月に米国での研究成果を持って帰朝した初代更生課長の黒木利克が、法案修正の指導的な役割を演じていたと思われる。

なお、この⑥案の段階までは、総則規定に公的な責務が規定されていたのであるが、⑦案以降ではこうした公的な責務規定は消失し、そのまま成立してしまう。また、この⑥案は、その直後の9月に打ち出されたいわゆるシャープ勧告による行財政改革が迫られる中で、さらに修正を必要とする事態となり、国会への提案も議員立法という変則的な形で行なわれざるを得ない状況となる。

〔表紙〕

身体障害者福祉法案

社会局

(一九四九、八、一 第六次)

〔本文〕

身体障害者福祉法案

第一章 総則

第一条（法の目的）この法律は、国及び地方公共団体が、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、以て身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

第二条（更生）すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、速やかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

第三条（差別的取扱の禁止）国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえを以て不当な差別的取扱いをしてはならない。

第一節 定義

第四条（定義）この法律において、身体障害者とは、左の各号の一に該当する身体上の障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であって、その申請に基づいて都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

一 視力障害

- 二 聴力障害
- 三 言語機能障害
- 四 肢切断又は肢体不自由
- 五 中枢神経機能障害
- 六 (結核性疾患及び精神障害)

2 前項各号に掲げる障害の種類及び程度は省令でこれを定める。

第五条（福祉施設）この法律において身体障害者福祉施設とは、身体障害者更生援護施設、医療保健施設及び職業安定施設をいう。

2 この法律において身体障害者更生援護施設とは、この法律に基いて国又は地方公共団体が設置する身体障害者更生指導施設、中途失明者更生施設、身体障害者収容授産施設、義肢要具製作施設、点字図書館及び点字出版施設をいう。

3 この法律において医療保健施設とは、厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）に基く国立病院及び国立療養所、保健所法（昭和二十二年法律第一百号）に基く保健所その他公私の病院、療養所又は診療所をいう。

4 この法律において職業安定施設とは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）に基く公共職業安定所及び公共職業補導所をいう。

第二節 身体障害者福祉審議会

第六条（身体障害者福祉審議会）身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会を置く。

2 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県ごとにこれを置く。

3 中央身体障害者福祉審議会は厚生大臣の、地方身体障害者福祉審議会は都道府県知事の管理に属する。

4 中央身体障害者福祉審議会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

5 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申することができる。

6 中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会は、身体障害者の障害程度の診査のため特別の部会を設けるものとする。

7 中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会は、必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、その所属職員の出席説明又は資料の提出を求めることができる。

第七条（身体障害者福祉審議会委員）中央身体障害者福祉審議会は委員三十人以内で、地方身体障害者福祉審議会は委員二十人以内で、これを組織する。

2 前項の各審議会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 前二項に規定する審議会の委員及び臨時委員は、関係行政庁の官吏又は吏員、身体障害者の更生、援護、医療その他の福祉に関する事業に従事する者、学識経験ある者、雇傭主、被雇傭者及び身体障害者のうちからそれぞれ厚生大臣又は都道府県知事が任命又は委嘱する。

第八条（命令への委任）前二条に定めるものの外委員の任期、職務、旅費その他実費弁償等身体障害者福祉審議会の運営に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三節 身体障害者福祉司

第九条（身体障害者福祉司）都道府県に身体障害者福祉司を置く。

2 身体障害者福祉司は、身体障害者の更生、援護その他福祉に関する事項について都道府県知事の命を受けて第十七条第一項各号に規定する事務を行うものとする。

3 身体障害者福祉司は、都道府県知事の定める担当区域により、前項の職務を行うものとする。

4 身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員を以てこれに充て、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事業につき経験又は学識ある者のうちからこれを任用しなければならない。

第十条 前条に定めるものの外、身体障害者福祉司の任用叙級その他身体障害者福祉司に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十一条（市町村長）市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ）内の身体障害者の更生、援護等に関し、身体障害者福祉司の行う事務に協力するものとする。

第四節 身体障害者更生相談所

第十二条（更生相談所）都道府県は、身体障害者の相談に応じ、その更生を指導するため、身体障害者更生相談所を設置しなければならない。

2 前項の身体障害者更生相談所には専任の吏員を置かなければならない。

3 前項の吏員に関しては、第九条第四項及び第五項*の規定を準用する。

〔編者注〕 3項の条文中の、「第五項」（*印）は「第十条」の誤りと思われる。

第二章 福祉の措置

第十三条（指導啓発）国及び地方公共団体の長は、疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体障害者の早期治療等について国民の関心をたかめ、且つ身体障害者に対する援護思想の普及のため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。

第十四条（調査）厚生大臣は、身体障害者の状況について自ら調査を実施し、又は都道府県その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて、身体障害者の福祉の措置を徹底せしめるように努めなければならない。

第十五条（身体障害者手帳）身体に障害のある者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に対し身体障害者手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は前項の申請に基づいて審査し、第四条の規定に該当すると認めるときは、当該申請者に対し身体障害者手帳を交付しなければならない。

3 身体障害者は、その身体障害者手帳を他人に譲渡又は貸与してはならない。

4 前三項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は省令で定める。

第十六条（身体障害者手帳の返還）身体障害者が第四条に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、それぞれその者又はその者の同居の親族は、速かに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 都道府県知事は左の場合は、身体障害者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

一 第十七条の規定による診査の結果、その身体障害者の障害の程度が第四条の規定に該当しないと認めるとき

二 身体障害者が正当の理由がなく、第十七条の規定による診査を拒み又は忌避したとき

三 身体障害者が更生の能力があり乍らこじき、募金その他正常でない行為によって生活していると認めるとき

第十七条（診査、更生相談）都道府県知事は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ

左の措置を取らなければならない。

- 一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること
- 二 職業補導又は就職あっ旋を必要とする者に対しては、職業安定施設に紹介すること
- 三 身体障害者更生援護施設への収容又はその利用を必要とする者に対しては、都道府県の設置する当該施設に収容し若しくはそれを利用せしめ、又は他の者の設置する当該施設に紹介すること
- 四 前各号に規定するものの外、その更生に必要な事項につき指導すること

2 都道府県知事は、前項の更生相談を行うに当り、必要があるときは、身体障害者福祉司その他身体障害者の福祉のための事業に従事する職員をして、当該身体障害者の住所又はその収容されている公私の病院若しくは療養所等に赴いて相談に応じ又は指導をさせなければならない。

3 医療保健施設又は職業安定施設は、第一項第一号又は第二号に基いて都道府県知事から身体障害者の紹介があったときは、その更生のために協力しなければならない。

第十八条（収容等）国又は第二十八条第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した市町村は、身体障害者の申請があるとき、又は前条第二項に基いて都道府県知事からの紹介があったときは、それぞれその設置する当該施設に収容し又はそれを利用せしめなければならない。但しその施設の収容能力その他の理由により止むをえないときはこの限りではない。

第十九条（施設収容者等の援助）この法律に基いて国が設置する身体障害者更生指導施設又は中途失明者更生施設において更生訓練を受けている者に対しては、その施設において更生訓練を受けている期間中、国は左に掲げるような更生のための必要な経費を支給することができる。

- 一 生活に必要な経費
- 二 医療に必要な経費
- 三 前二号の外更生訓練を受けるために必要な経費

2 この法律に基いて国以外の者の設置する身体障害者更生指導施設又は中途失明者更生施設若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）に基く公共職業補導所で厚生大臣の指定するものにおいて更生訓練又は職業補導を受けている身体障害者に対しては、その施設において更生訓練又は職業補導を受けている期間中、都道府県知事は、前項各号の規定による、更生のための必要な経費を支給することができる。

3 前二項の規定は、その経費を自ら負担することのできる身体障害者に対しては、これを適用しない。

4 この法律に基いて設置された身体障害者収容授産施設において収容授産を受けている身体障害者で都道府県知事が必要があると認めるものに対しては、都道府県知事は命令の定めるところに従い、期間を定めて第一項各号の規定による更生のために必要な経費を支給することができる。

5 第一項、第二項又は第四項の規定により支給すべき経費の基準は、厚生大臣がこれを定める。

第二十条（安全杖、補装具）都道府県知事は、身体障害者から申請があったときは、これに盲人安全杖を交付し、又は補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付し、又は修理することができる。

2 都道府県知事は、必要があるときは前項に規定する補装具の交付又は修理に代え、その購入又は修理に要する金銭を交付することができる。

第二十一条（費用徴収等）都道府県知事は、前条第一項の規定により盲人安全杖又は補装具を交付し又は修理するときは、交付又は修理を受ける身体障害者又はその扶養義務者から、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前条第二項の規定により、補装具の購入又は修理に必要な金銭を交付するときは、交付を受ける身体障害者又はその扶養義務者の経費負担能力に応じ減額してこれを交付することができる。

第二十二條（旅客運賃の減免）身体障害者のうち政令で定めるものが、身体障害者福祉施設への入所又はそれからの退所若しくはその利用のため、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十八号）に基く日本国有鉄道の経営する車両又は船舶に乗車又は乗船するときであつて、介護者を同行することを必要とするものについては、日本国有鉄道は命令の定めるところにより、当該身体障害者及びその介護人の料金を減額しなければならない。

2 前項の身体障害者が、前項と同じ目的により、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）に基いて地方鉄道業者の経営する車両に乗車するときであつて、介護者を同行することを必要とするものについては、前項の規定を準用する。

第二十三條（売店の許可）国又は地方公共団体の設置した官公庁事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、煙草、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許可するように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許可したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めてこれを監督することができる。

第二十四條 都道府県知事は、前条に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その管轄区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、且つ公共施設における売店設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせる措置を講じなければならない。

第二十五條（専売品等販売の許可）国が行う郵便切手その他郵便料金をあらわす証票又は封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物若しくは印紙の売さばきについて、身体障害者から申請があつたときは、国は、当該身体障害者に対し、それらの物の売さばきを許可するように努めなければならない。

2 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）に基く日本専売公社が行う煙草、塩等の販売について、身体障害者から申請があつたときは、日本専売公社は、当該身体障害者に対し、それらの物の販売を許可するように努めなければならない。

第二十六條（製作品の購買）国の行政機関は、自らの用に供するほうき、はたき、ぞうきんその他命令に定める物品については、盲人その他重度の身体障害者の製作したものを購買しなければならない。

2 国の行政機関が前項の物品を購買するときは、重度の身体障害者の援護を目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものを通じてこれを行うものとする。

第二十七條（製作品購買審議会）前条に規定する業務の運営を円滑ならしめるため、内閣総理大臣の所轄の下に、身体障害者製作品購買審議会（以下「審議会」という）を設置する。

2 審議会は左に掲げる事項を調査審議する。

- 一 前条第一項に規定する物品を製作する身体障害者の作業場、授産場等における製作品目、製作設備、生産数量、所要資材等に関する事項
- 二 前条第一項に規定する物品に対する国の行政機関の需要量及びその物品に対する予算等に関する事項
- 三 前条第一項に規定する物品の市場価格及び国の行政機関がこれを購買するときの適正価格等に関する事項
- 四 前条第二項に規定する公益法人の運営に関する事項

3 審議会は前項の調査審議の結果を内閣総理大臣及び厚生大臣に報告しなければならない。

4 審議会は、前条に規定する業務の運営上必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、勧告をすることができる。

- 5 前各号に規定するものの外、審議会の組織その他運営に必要な事項は政令でこれを定める。

第三章 更生援護施設の設置

第二十八条（施設の設置）国は身体障害者更生援護施設を設置することができる。

2 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

3 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

4 厚生大臣は、中央身体障害者福祉審議会の意見を聞き、都道府県に対し身体障害者更生援護施設の設置を命ずることができる。

5 身体障害者更生援護施設には、身体障害者更生援護施設の職員の養成施設を附置することができる。

第二十九条（身体障害者更生指導施設）身体障害者更生指導施設は、身体障害者の相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定に基き社会的更生の方途を指導すると共に、その必要に応じ身体障害者を収容し、医学的管理の下に更生に必要な訓練を行う施設とする。

第三十条（中途失明者更生施設）中途失明者更生施設は、中途失明者を収容し、その更生に必要な智識、技能及び訓練を与える施設とする。

第三十一条（身体障害者収容授産施設）身体障害者収容授産施設とは、身体障害者で雇傭されることの困難なもの、生活に困窮するもの等を収容し、必要な訓練を行い且つ職業を与え自活させる施設とする。

第三十二条（義肢、要具製作施設）義肢、要具製作施設は、義肢、作業義肢、補助工具等身体障害者に必要な物品の製作又は修理を行う施設とする。

第三十三条（点字図書館）点字図書館とは、点字刊行物を盲人の需めに応じて閲覧せしめる施設とする。

第三十四条（点字出版施設）点字出版施設は、点字刊行物を出版する施設とする。

第四章 費用

第三十五条（都道府県の支弁）身体障害者の更生援護についてこの法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 第六条第一項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用

二 第九条に規定する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

三 第十二条に規定する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四 第十三条、第十四条、第十五条、第十七条、第十九条第二項及び第四項、第二十条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事の行う行政措置に要する費用

五 第二十八条第二項又は第四項及び第五項の規定により、都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び身体障害者更生援護施設の職員の養成施設の設置及び運営に要する費用

〔編者注〕35条と36条の資料原本には、誤りを訂正する書込みがあり、ここではそれに従っている。

第三十六条（国の負担）前条の規定により都道府県が支弁する費用について、国は左に掲げるものを負担する。

一 前条第一号及び第二号の費用については、その十分の五

二 前条第三号の費用中、当該施設の設置に要する費用については、その十分の八、その他の運営に要する費用についてはその十分の五

三 前条第四号の費用中、第十三条、第十四条、第十五条、第十七条及び第二十一条第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、第十九条第二項及び第四項及び第二十条の行政

措置に要する費用についてはその十分の八

四 前条第五号の費用については、その十分の八

第三十七条（市町村の支弁等）第二十八条第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設の設置及び運営に要する費用は、当該市町村が支弁する。

2 前項の規定により、市町村が支弁した費用に対して、都道府県は、当該施設の設置費についてはその四分之三、その他の運営に要する費用については、その十分の九を負担する。

3 前項の規定により都道府県の負担する費用に対し、国は、当該施設の設置費についてはその三分の二、その他の運営に要する費用についてはその九分の八を負担する。

第五章 雑則

第三十八条（施設の届出）国又は地方公共団体以外の者の設置する身体障害者の更生援護の施設であつて、第二十九条、第三十条又は第三十一条に規定する業務を目的とするものについては、その設置者は、命令の定めるところに従い、その施設の所在地の都道府県知事に届出なければならない。

第三十九条（監督）都道府県知事は、身体障害者更生援護施設又は前条に規定する施設の運営を適切にさせるため必要があるときは、当該施設の長から報告を求め、又は身体障害者の福祉の事務に従事する職員に、実地につき監督させることができる。

第四十条（認可の取消等）厚生大臣又は都道府県知事は、第二十八条第二項又は第三項の規定に基づいて設置した身体障害者更生援護施設が、この法律又はこの法律に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてなす処分違反したときは、それぞれ第二十八条第二項又は第三項の規定による認可を取消することができる。

2 前項の規定により認可を取消された施設又は第三十八条の規定する施設の運営に関し、著しく不当の行為があるときは、その施設が第二十八条第二項によるものについては厚生大臣、第二十八条第三項若しくは第三十八条によるものについては都道府県知事が、その事業の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。

第四十一条（訴願）この法律又はこの法律に基づいて発する命令の規定により厚生大臣又は都道府県知事のなす処分に不服のあるものは、行政庁に訴願することができる。

第四十二条（租税その他の公課の非課税）都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない。但し有料で使用させるものについては此の限りではない。

一 主として身体障害者更生援護施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として身体障害者更生援護施設のために使う土地

第四十三条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

第四十四条（差押の禁止）この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、これを差押えることができない。

第四十五条（罰則）左の各号の一に該当する者は千円以下の罰金に処する。

一 第十五条第三項の規定に違反した者

二 第三十八条に規定する届出を行わない者

第四十六条 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 詐欺その他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者

二 第四十条第二項に規定する事業の停止又は施設の廃止の命令に違反した者

第四十七条 第十六条第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

附則

第四十八条（施行期日）この法律の施行期日は、公布の日から九十日以内において政令で定める。

第四十九条（地方財政法の一部改正）地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号の次に左の一号を加える。

十五 身体障害者の更生援護に要する経費

第五十条（所得税法の一部改正）所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の但書を加える。

但し、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第 号）の規定による身体障害者で、別に政令で定めるものについては、その所得金額から四万円を控除する。

第五十一条（厚生省設置法の一部改正）厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の表の中、中央社会事業審議会の次に左の事項を加える。

身体障害者福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を審議すること。
------------	------------------------------------

第五十二条（総理府設置法の一部改正）総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表の中、都道府県災害救助対策審議会の次に左の事項を加える。

身体障害者製作品購買審議会	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第 号）に基いて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査審議すること。
---------------	--

第五十三条（経過規定）この法律施行の際、既に都道府県が設置している身体障害者の収容並びに授産のための施設又は義肢等の製作修理施設は、それぞれ第三十一条又は第三十二条の規定に該当し、第二十八条第二項の規定に基いて設置されたものとみなす。

資料13 身体障害者福祉法の立案過程に登場した各法案（①案～⑫案=成立法）の変化状況一覧

本表は、本文に示した立案過程に登場する各法案の変化状況を、各条項ごとに見たものである。それぞれ直前の法案の該当条項との差異の程度を、凡例の記号で区分してある。ただし、条文内容が複数の項からなる場合には、総合的に判断した大まかなものであることに留意されたい。

凡 例 ◎=同文（微小な表現上の違いなどは含む） ○=同文ではないが基本的には同じ
◇=多少の違いはあるが大枠としては同じ △=大きく異なる（まったく異なる）
☆=条項の新設・追加 ×=条項の削除・消失 - =該当条項なし

各条項の主要内容・呼称 (末尾の数字は、該当する成立法での条項番号)	①案	②案	③案	④案	⑤案	⑥案	⑦案	⑧案	⑨案	⑩案	⑪案	⑫案
	②案	③案	④案	⑤案	⑥案	⑦案	⑧案	⑨案	⑩案	⑪案	⑫案	
一章 総則												
法の目的 1	□	□	□	◎	◇	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎

各条項の主要内容・呼称 (末尾の数字は、該当する成立法での条項番号)	①案	②案	③案	④案	⑤案	⑥案	⑦案	⑧案	⑨案	⑩案	⑪案	⑫案
	②案	③案	④案	⑤案	⑥案	⑦案	⑧案	⑨案	⑩案	⑪案	⑫案	
国、都道府県のコロニーの設置等 -	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国、都道府県の義肢製作施設の設置 -	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国の国立点字図書館、国立点字出版施設の設置 -	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設の基準 28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	◎
身体障害者更生指導施設〔定義〕 29	-	-	☆	◎	◇	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途失明者更生施設〔定義〕 30	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
身体障害者収容授産施設〔定義〕 31	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
授産施設〔定義〕 -	-	☆	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作業訓練施設〔定義〕 -	☆	◇	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護施設〔定義〕 -	☆	◎	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
義肢要具製作施設〔定義〕 32	☆	◎	◇	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点字図書館〔定義〕 33	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点字出版施設〔定義〕 34	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
収容保護施設〔定義〕 -	-	☆	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロニー〔定義〕 -	-	☆	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四章 費用												
都道府県の支弁 35	-	-	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(都道府県支弁費用のうち)国の負担とその割合 36	-	-	-	-	☆	◎	◇	◎	◎	◎	◎	◎
市町村の支弁費用(そのうち国と都道府県の負担割合) 37	-	-	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
都道府県設置施設の設置・運営費や他の費用の負担区分 -	☆*	◎	◇	◎	×	-	-	-	-	-	-	-
市町村その他の者の設置施設の設置・運営費の負担区分 -	☆*	◎	◇	◎	×	-	-	-	-	-	-	-
*①案での費用負担規定とは、形式上大きく異なることを示した												
五章 雑則												
施設の届出 38	-	-	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
〔施設等への〕監督 39	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
厚生大臣の都道府県行政への監督 -	-	-	-	-	-	-	☆	×	-	-	-	-
認可の取消等 40	◎	◎	◎	◎	○	◎	◇	◎	○	◇	◎	◎
認可取消等処分時の聴聞 41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	◎	◎
訴願 42	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
施設への公課の非課税 43	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
支給金品への公課非課税 44	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
支給金品への差押の禁止 45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
罰則 46～48	◎*1	◎*1	×*2	-*2	☆	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
附 則												
施行期日 49	◇	◎	◎	◎	◎	◎	◇	◎	◎	◎	◎	◎
国有鉄道運賃法の一部改正 50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	◎	◎
地方財政法の一部改正 51	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
厚生省設置法の一部改正 52	-	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
総理府設置法の一部改正 53	-	-	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
所得税法の一部改正	○	◎	◎	◎	◎	◎	×	-	-	-	-	-
生活保護法の一部改正 -	-	-	-	-	-	-	☆	×	-	-	-	-
国立光明寮設置法の廃止 -	◎	◎	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経過規定 54	-	-	-	☆	◎	◎	◎	◎	○	◇	◎	◎
別表(身体障害の範囲)4の別表	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	◎	◎

注 罰則(46～48)については、①～③案までは条項は設けてあるが、条文自体は「略す」として、内容は示されていない(*1)。また、④案・⑤案では、条項そのものが消失・削除されている(*2)。

(2008年11月11日受領)